

保護者 様

多良木町立久米小学校
校長 松岡 里益

出席停止について

お子さまは、出席停止に関わる病気、あるいはその疑いがあると診断されましたので、学校保健安全法に基づき出席停止となります。なお、主治医から登校してもよいと言われるまで、自宅で療養させてください。

なお、このことにつきましては、**医師の指示が必要**となります。受診された病院でこちらの用紙に必要事項を記入してもらい、学校へご提出ください。

《 出席停止の基準 》

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹	発しんが消失するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
その他（流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎等）	

1 多良木町立久米小学校 第 学年

2 児童名

3 病名

4 出席停止期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

平成 年 月 日

医療機関名

担当医師名

印